



令和4年度

滋賀県任期付職員採用試験(一般事務)

—受験案内—

滋賀県人事委員会

滋賀県では、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（以下「国ス
ポ・障スポ」という。）の開催に向け、一時的に増加する県の業務を円滑に
進めていくため、一般行政事務（国ス
ポ・障スポ開催準備業務以外の業務
を含む。）に従事する任期付職員を募集しています。

※「任期付職員」とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に基づき、任
期を定めて採用され、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じ職員をいいます。

受付期間 令和4年11月14日(月)午前9時～令和4年12月14日(水)午後5時

※インターネットにより申し込んでください。

第1次試験 日時:令和5年1月8日(日)

会場:滋賀県庁

第2次試験 日時:令和5年1月下旬

会場:大津市(予定)

採用予定日 令和5年4月1日

※試験に関する問合せおよび受験申込みは

滋賀県人事委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号（県庁東館6階）

電話 077-528-4454 FAX 077-528-4970

E-mail jinji-i@pref.shiga.lg.jp

URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>



滋賀県 採用

検索

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	採用時の勤務予定先	職務内容
一般事務	15人程度	知事部局の本庁各課または地方機関、各行政委員会事務局等	一般行政事務

※採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

年齢	平成17年4月1日までに生まれた者
----	-------------------

△ 性別は問いません。

△ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

※ 日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本国籍を有しない職員は任用が制限されます。詳しくは、「10日本国籍を有しない者の任用について」をご覧ください。

3 任用期間

採用日（原則）	任用期間（予定）
令和5年4月1日	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

4 試験の日時および場所

	日 時	場 所
第1次試験	令和5年1月8日（日） 受付開始 8時30分 着席 9時00分 試験 9時30分～12時00分	滋賀県庁（新館入口で受付） (大津市京町四丁目1番1号)
第2次試験	令和5年1月下旬に大津市内で実施予定です。 詳細は第1次試験合格者に通知します。	

5 試験の方法および内容

試験	種目	方 法	内 容	配 点
第1次試験	教養試験	択一式 <40問 2時間>	公務員として必要な時事、社会・人文、自然に関する一般知識および文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力についての筆記試験（高等学校卒業程度）	200点
第2次試験		口述試験	人物についての個別面接および集団討論による試験（詳細は第1次試験合格者に通知します。）	300点
合計				500点

- △ 試験は、全て日本語で行います。
- △ 択一式の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（H B の鉛筆などと消しゴム）を持参してください。
- △ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限ります。（携帯電話等は使用できません。）
- △ 試験実施中にスマートフォンなどの携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書等の電子機器類を操作した場合、操作しなくとも身に付けていた場合、机の上や机の中に置いていた場合は、不正行為となります。

6 合格者の発表

	時 期	方 法
第1次試験合格者発表	令和5年1月中旬 (具体的な日時は、第1次試験の際連絡します。)	滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、合格者に通知します。
最終合格者発表	令和5年2月中旬 (具体的な日時は、第2次試験の際連絡します。)	滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、受験者全員に通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に記載されたのち、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) 採用候補者名簿の有効期限は、原則として、名簿確定の日から1年間です。
- (3) 採用は、原則として令和5年4月1日の予定です。

8 勤務時間および給与

- (1) 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで、1日7時間45分勤務です（週38時間45分勤務）。
※休憩時間は、正午から13時までの1時間です。
※配属先により、土日祝日勤務、時間外勤務もあります。
- (2) 給料は、高校卒は月額166,517円（地域手当を含みます。）、短大卒・高専卒は月額178,341円（地域手当を含みます。）、大学卒は月額195,864円（地域手当を含みます。）で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和4年4月1日現在のものです。
- (3) 昇給は、原則として毎年1回行われます。

9 受験手続および受付期間

申込方法	インターネットにより申し込んでください。 電子メールアドレスのほか、A4判の用紙を印刷できるプリンタが必要です。 県ホームページの右上の「県政情報」から「人事・採用」→「滋賀県職員採用ポータルサイト」へ進み、「令和4年度滋賀県任期付職員採用試験(一般事務)受験案内」のページから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。 ※滋賀県職員採用ポータルサイト(https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/) ※通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って期間内にお申し込みください。
受付期間	令和4年11月14日(月)午前9時～令和4年12月14日(水)午後5時

- △ 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。受験票が12月21日(水)までにアップロードされないときは、滋賀県人事委員会事務局に問い合わせてください。
- △ 受験番号は、第1次試験当日受付において指定します。
- △ 身体に障害があり、特別の措置（車椅子の使用や拡大文字による受験等）を必要とする場合は、必ず申込みの際に滋賀県人事委員会事務局までその旨を連絡してください。なお、申込受付期間中に連絡がない場合は、特別措置の対応はできません。
- △ 自然災害等による試験日程の変更およびその他の緊急連絡は、滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載します。

10 日本国籍を有しない者の任用について

- (1) 日本国籍を有しない者は、任命権者が定める一部の職（「公権力の行使」または「公の意思形成への参画」に携わる職のうち、職務の内容または権限が統治作用と関わる程度が強いもの）以外の職に任用されます。

【日本国籍を有しない者の任用が制限される職(代表例)】

○公権力の行使に該当する業務例

- ・税の徵収、滞納処分
- ・学校法人の設立認可
- ・訪問販売業務の停止命令
- ・産業廃棄物処理業の許可、業務停止命令
- ・高圧ガス製造等の許可、立入検査
- ・老人ホームの設置認可
- ・保健医療機関等への立入検査
- ・児童福祉施設等への入所措置
- ・食品営業施設の営業停止命令等
- ・農地転用許可
- ・道路法等に基づく許認可
- ・貸金業者業務停止命令
- ・開発行為許可

○公の意思の形成への参画に該当する職

- 部長級、次長級、課長級・参事級の職のうち、県行政について企画・立案および決定に参画する職

- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

11 試験結果の開示

この試験の結果については、滋賀県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、人事委員会事務局までお越しください。（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は受付しておりません。）

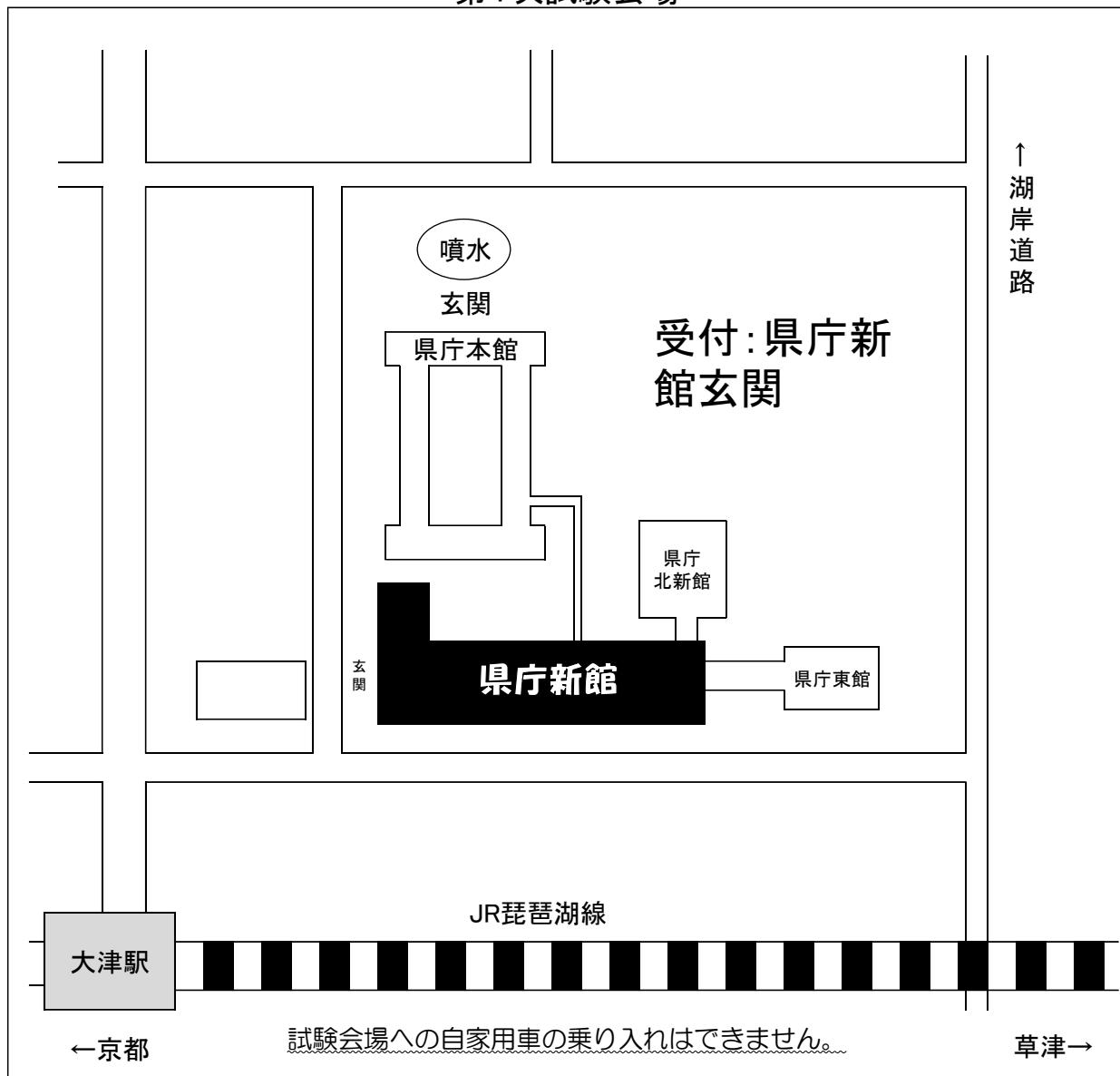
なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点、順位および正答数	第1次試験合格発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局 (大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表の日から1か月間	

12 その他

- (1) 任期付職員への採用は、滋賀県職員（任期の定めのないもの）への採用と無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。
- (2) 任期付職員は、原則として任用期間中の人事異動はありません。

第1次試験会場



※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようしてください。

※新型コロナウイルス感染症対策について

- 1 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方や、当日発熱がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えてください。明らかに体調不良であると認められる場合には、退室いただくことがあります。
- 2 会場敷地内でのマスクの着用および建物入口での手指消毒をお願いします。
- 3 試験室は換気のため、適宜、窓やドアを開けますので、体温調節しやすい服装で受験してください。
- 4 密集を避けるため、受験者間で一定の距離が確保されるような配席とします。